

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和2年 (2020年) **10**月 **5** 日 (月)

No. 15266 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

Ħ 次

☆主要判決全文紹介[知財高裁][上]……(1)

主要判決全文紹介

≪知的財産高等裁判所≫

拒絕杳定不服審判審決取消請求事件

(「簡易蝶ネクタイ又は簡易ネクタイ」特許出願(特願2017-47926号) 拒絶査定不服審判(取消事由1、特許出願補正につき、 特許法17条の2第6項において準用する同法126条7項の規定違反)(独立特許要件違反)審決取消請求事件)[上](**全2回**)

- 令和元年(行ケ)第10097号、令和2年3月19日判決言渡ー

裁判所は 1 取消事由1(本件補正に係る独立特許要件の判断の誤り)について、以下の点を明らか にし、理由ありと判断して、審決を取り消した事例である。

理由ありと判断した経緯については、以下のとおりである。

(1) 本願明細書の記載事項、(2) 甲1の記載事項、(3) 引用発明1 (甲1のこと) 記載の内容、(4) 本件補正発明と引用発明1の対比(審決の認定には誤りはないとしている)、(5)容易想到性の判断では、 ア 甲4の記載内容を明確にした後、イ 相違点2(本件補正発明と甲1発明の相違点)に関し、引用発 明1と甲4発明とは、発明の課題や作用・機能が大きく異なるものであるから、甲1に接した当業者が、

